

学校いじめ防止基本方針

須賀川市立大森小学校

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪、その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放棄することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係機関等の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ① 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足を減られたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの認知にあたって(留意すること)

- ① いじめられた児童の立場に立つこと
 - ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること
 - ③ 特定の教職員で判断することなく、「いじめ防止対策委員会」を活用すること
 - ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童の感じる被害性に着目し判断すること
 - ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること
 - ⑥ 教員の指導によらずして当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、必ず「いじめ防止対策委員会」で事案の情報を共有すること
- ※ いじめの認知について、けんかやふざけ合い、たとえ好意で行った行為であっても、いじめと認知する場合がある。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員
校長、教頭、生徒指導委員会構成員、該当担任
(必要に応じてスクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 等)
- ③ 組織の役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ 未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修
 - ・ いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(4) いじめの未然防止のための取組

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

- ・ 規律
- ・ 学力
- ・ 自己有用感

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てる。

① 授業では

規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

- わかる授業づくりを進める。
- すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
- 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表に仕方や効き方等）の問題を改善する。
- 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

② 道徳や特別活動等では

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- 特別活動など、他の児童との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

③ 休み時間や部活動等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

- 「小さなサイン」を見逃さない。
- よりよい人間関係づくりを指導する。
- 一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- 児童への温かい言動に心がける。

④ インターネット上のいじめを防止するために

関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。

- 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

⑤ 学級づくり

- お互いを認め合い、信頼関係が築けるようにする。（友達同士、教師と児童）

(5) いじめの早期発見のための取組

- 児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- QUテストを活用して学級づくりを進める。

- 児童対象・保護者対象のアンケートを実施する。→アンケート結果をすみやかに保護者及び地域に公表するとともに、新たな情報を募る。

- 教育相談を実施する。
 - 情報の共有化を図る。(担任外の教員との情報交換)
 - 電話相談などの外部の相談窓口について周知する。
 - 必要に応じてスクールカウンセラーを積極的に活用する。
 - 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
 - 長期休業中においても、継続的に児童の様子を確認する。
- ※ 些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(6) いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組

- ① いじめ防止対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
 - いじめの事実確認をすみやかに行う。(いじめられた児童、いじめた児童、保護者等)
(一方的、一面的な解釈で対応しない、プライバシーを守る。迅速に対応する。)
 - いじめの情報交換をして、具体的な対応策を検討する。
- ② いじめられた児童と保護者を支援する。
 - 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ③ いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
 - 規範や人権について指導する。
 - 望ましいあり方について児童や保護者へ助言する。
 - 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけをする。
 - いじめを見ていた児童に自分の問題として捉えさせる。
 - 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑤ インターネット上のいじめを発見した場合は
 - 関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - 被害にあった児童等のケア等、必要な措置をする。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次のA、B二つの要件が満たされている必要がある。そのため、慎重に判断する必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること

(被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること)

B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(いじめが再発する可能性十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること)

※ 「いじめ解消までの経過観察シート」を活用して長期的に経過を観察し、保護者と情報を共有しながらいじめの解消に努める。

(8) 重大事態発生時の対応

〈**重大事態**とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

① **重大事態の報告**

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

② **教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。**

- ・ 学校に**重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）**を設置する。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ・ 調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・ 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

(9) 年間計画

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止のための研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	○生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会） ○全校集会や学級指導等でのいじめ防止指導 ○大東中のスクールカウンセラーの活用 （年間を通して、必要に応じて） ○安心カード（いじめアンケート）	計画・目標の作成と提示
5	○家庭訪問（保護者） ○情報モラル指導（学級指導） ○生徒指導委員会 ○生活アンケート（含いじめに関するアンケート）①（児童） ○全校集会や学級指導で人権教育	
6	○安心カード（いじめアンケート） ○生徒指導委員会	

7	○安心カード（いじめアンケート） ○生徒指導委員会	1学期の評価
9	○安心カード（いじめアンケート） ○生徒指導委員会	
10	○安心カード（いじめアンケート） ○全校集会や学級指導で人権教育 ○生徒指導委員会 ○情報モラル指導（学級指導）	
11	○生活アンケート（含いじめに関するアンケート）②（児童） ○生徒指導委員会 ○教育相談の実施（保護者）	
12	○学校評価 ○安心カード（いじめアンケート） ○生徒指導委員会	2学期の評価
1	○安心カード（いじめアンケート） ○生徒指導委員会	
2	○生活アンケート（含いじめに関するアンケート）③（児童） ○生徒指導委員会	
3	○安心カード（いじめアンケート） ○生徒指導委員会 ・いじめ対策の評価と次年度計画策定	年間評価・報告

(10) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価の方法は、職員、児童、保護者によるアンケートとする。
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

3 いじめ防止マニュアル（別紙）